

議案第88号

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地区体育施設の利用者の利便の向上を図るため、地区体育施設の体育館の競技場の専用利用について、利用時間の区分を変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例

福岡市立地区体育施設条例（昭和55年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

別表第2中1 個人使用料の表及び備考以外の部分を次のように改める。

2 専用使用料

(1) 競技場

区 分			東、博多、中央、 南、城南、西の 各体育館	早良体育館
利用者が入場料を徴収 しない場合	午前9時から午後1 時まで1時間につき	平 日	円 1,275	円 1,600
		土日祝	1,700	2,125
	午後1時から午後5 時まで1時間につき	平 日	1,700	2,125
		土日祝	2,100	2,625
	午後5時から午後10 時まで1時間につき	平 日	2,100	2,625
		土日祝	2,525	3,150

利用者が入場料を徴収する場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	7,475	9,350
		土日祝	10,075	12,600
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	10,075	12,600
		土日祝	12,675	15,850
	午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	12,675	15,850
		土日祝	15,275	19,100

(2) 競技場以外の各施設

区 分		金 額
午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	円 650
	土日祝	775
午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	975
	土日祝	1,150
午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	1,275
	土日祝	1,525

別表第2備考に次の1項を加える。

8 体育館の専用使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3中1 個人使用料の表及び備考以外の部分を次のように改める。

2 専用使用料

(1) 25mプール

区 分		夏 期	冬 期
午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	円 1,575	円 1,925
	土日祝	1,900	2,275
午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	2,400	2,850
	土日祝	2,825	3,450
午後5時から午後9時まで1時間につき	平日	3,150	3,800
	土日祝	3,800	4,550

(2) 50mプール

区 分		夏 期	冬 期
午前9時から午後1時まで1時間につき	平 日	円 8,050	円 9,675
	土日祝	9,675	11,600
午後1時から午後5時まで1時間につき	平 日	12,175	14,625
	土日祝	14,625	17,550
午後5時から午後9時まで1時間につき	平 日	16,000	19,200
	土日祝	19,175	23,050

別表第3備考に次の1項を加える。

9 専用使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2中1 個人使用料の表及び備考以外の部分の改正規定 平成30年4月1日

(2) 別表第3中1 個人使用料の表及び備考以外の部分の改正規定 平成30年7月1日

(施行日前における使用料の徴収)

2 平成30年4月1日以後においては、前項第2号に定める日前においても、同日以後のプールの専用利用について、この条例による改正後の福岡市立地区体育施設条例の規定により使用料を徴収することができる。